

## 事業結果説明書

### 1. 事業の実績

#### (1) 事業の実施日程

| 実施<br>時期 | 事業項目                      |                     |        | 備 考 |
|----------|---------------------------|---------------------|--------|-----|
|          | 理解増進活動                    | 海外研修<br>／調査研究       | プロボノ   |     |
| 4月       |                           |                     |        |     |
| 5月       |                           |                     |        |     |
| 6月       |                           |                     |        |     |
| 7月       |                           |                     |        |     |
| 8月       |                           |                     |        |     |
| 9月       |                           |                     |        |     |
| 10月      | スポーツ仲裁法研究会                |                     |        |     |
| 11月      |                           | 国内研修                |        |     |
| 12月      |                           | 〃                   |        |     |
| 1月       |                           | 国内研修<br>海外研修（オンライン） |        |     |
| 2月       | スポーツ仲裁法研究会／アンチ・ドーピング仲裁研修会 | 海外研修<br>（オンライン）     | 海外講師研修 |     |
| 3月       | スポーツ仲裁法研究会／アンチ・ドーピング仲裁研修会 | 海外研修（オンライン）<br>国内研修 |        |     |

#### (2) 事業の実績の説明

#### 1 スポーツ仲裁等の理解増進のための活動

##### (1) 事業実施期間

2020年9月1日～2021年3月19日

## (2) 事業内容

理解増進のための活動は、1. 研修会、2. アウトリーチ活動、3. 仲裁人等への理解増進活動であった。

このうち、2. アウトリーチ活動は、COVID-19の影響を受けかごしま国体が延期となり、その他の機会も設けることができなかつたため、中止をせざるを得なかつた。

また1. 研修会についても、6回程度を予定していたが、当機構から依頼し、受け入れスポーツ団体での研修会を実施する際に、スポーツ仲裁に関する理解増進のための講演を行う形がしゆであるため、受入主体のスポーツ団体から研修目的のために競技者が一堂に会する機会を得ることが難しく、実施ができなかつた。

3. 仲裁人等への理解増進活動については、オンライン会議システムを利用し、スポーツ仲裁法研究会を4回開催した(10月に2回、2月と3月に各1回。うち、2回については、アンチ・ドーピング仲裁研修会とした)。各回の概要は下記の通りである。

第48回 2020年10月2日(金) 18:00~20:00 参加者: 55名

場所: Zoomによるオンライン開催

テーマ: 最新の仲裁判断について・海外研修報告

講師: 早川吉尚(立教大学法学部教授、弁護士) AP-2018-008, 011号事案

石原遥平(弁護士) 19年度海外派遣研修報告

第49回 2020年10月23日(水) 18:30~20:30 参加者: 75名

場所: Zoomによるオンライン開催(大阪弁護士会と共催)

テーマ: 最新の仲裁判断について

講師: 浦川道太郎(弁護士、早稲田大学名誉教授) AP-2018-006号事案

岡本大典(弁護士) AP-2019-004号事案

第50回 2021年2月24日(水) 18:00~20:00 参加者: 69名

場所: Zoomによるオンライン開催

テーマ: 最新の仲裁判断(ドーピング仲裁判断も含む)について

講師: 下條正浩(弁護士) AP-2019-006号事案

大橋卓生(弁護士) DP-2018-001号事案

第51回 2021年3月17日(水) 18:00~20:00

場所: Zoomによるオンライン開催

テーマ: 2021年1月1日から施行される世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程

講師: 杉山翔一(弁護士、Field-R法律事務所)

小川和茂(立教大学法学部特任准教授)

上記のほか、1. 及び2. の事業が思うように進まないことを鑑み、以下の事業も実施した。

### ・仲裁判断概要の作成

JSAAの仲裁判断は、原則としてウェブサイトで全文を公開している。しかしながら、仲裁判断はときに20頁近くにも及ぶため、具体的な事案の仲裁人よりA4用紙2枚程度の仲裁判断概要のニーズがあった。とはいえ、要旨を作成した場合、仲裁判断とは別

に当該要旨が一人歩きをする危険性があるため、スポーツ仲裁についての専門的な地検を有する理解増進事業専門員が作成した。AP-2018-001、AP-2018-006、AP-2018-008、011、AP-2018-014、AP-2018-018 の 5 本の仲裁判断について作成済み。

#### ・ビデオ教材作成への協力

一般社団法人日本国際紛争解決センターに協力し同センターが作成する国内スポーツ仲裁に関するビデオ教材の講師を専門員・理事で務めた。下記の再生リストから閲覧可能となっている。

<https://youtube.com/playlist?list=PLa9n4aBhRPwa49BGTP1hgZxv9KE1e09qt>

#### ・スポーツ団体への働きかけ、仲裁自動応諾条項の実態に関する情報収集

中央競技団体向けスポーツ団体ガバナンスコードでは、スポーツ仲裁自動応諾条項の整備が定められたこともあり、中央競技団体においては、自動応諾条項の整備が進みつつある。また、都道府県スポーツ・体育協会では、中央競技団体向けスポーツ団体ガバナンスコードが直接の適用はないものの、日本スポーツ協会の指導もあり、基本的には中央競技団体向けに準拠した形で、スポーツ仲裁自動応諾条項の整備を進めている。

そのため、いくつかのスポーツ団体から、自動応諾条項に関する問合せを受け概要につきウェブサイト上に掲載されている資料（たとえば、<http://www.jsaa.jp/doc/ganda2.pdf>）を利用して説明を行った。

JSAA では、スポーツ仲裁自動応諾条項につき、制定したスポーツ団体の許諾を得た上で、当該条項をウェブサイト上で公開している。そのために、各スポーツ団体からスポーツ仲裁自動応諾条項（それに該当するとスポーツ団体が主張するものも含む）を収集した（ウェブサイトは随時更新されている）。

このほか、E-Sports を統括する JeSU（日本 eSports 連合）の理事・越智政人氏を 2021 年 3 月 3 日（水）に訪問し、意見交換を行うほか、JSAA の周知を図った。

### （3）評価

今年度の事業は、1. 研修会事業、2. アウトリーチ活動について、実施ができなかったため評価をすることは難しい。1 月以降再度の緊急事態宣言の発出により大きな影響を受けた。

他方、スポーツ仲裁法研究会については、当初の目標とした 4 回をオンライン上ではあるが実施できた。これまでは、40 人ほどを定員とし会議室を借用し実施していたが、平日夕方 2 時間から 2 時間半と時間を短めに設定し、オンラインで実施のため定員数を制限せずにといたところ、出席人数も、50～70 名となった。研究会では仲裁判断の争点に関する活発かつ詳細な議論も行われ、国内でも最高レベルの研究会が実施できたと評価できる。また、3 月に実施したアンチ・ドーピング規程改正に関する研修会も、21 年 1 月 1 日から施行された 21 年版規程のローカライズに携わった講師を招聘し、具体的な CAS の仲裁事案についての情報も含め提供できた。

スポーツ団体への働きかけについては、先方からの問合せを待つ状況でありやや受け皆対応だった点は改善の余地がある。

仲裁自動応諾条項の実態に関する情報収集からは、仲裁の対象となる紛争を、広くスポーツ団体の決定一般とするものがある一方で、スポーツ団体が行った懲罰処分に対する不服申立てだけを対象とする団体が見受けられた（昨今、自動応諾条項を整備したとの回答をしている障がい者関連の団体に多く見受けられる。）。このような事態は、競技者の不服申立ての機会を大きく制限することになり、また、外部の第三者的な視点から

スポーツ団体の行った決定の適法性を精査できず、スポーツ界のガバナンスという観点からは問題が大きいことが分かった。

スポーツ仲裁の制度理解に加え、紛争解決制度を整備する意義を伝え、なるべく広範囲の紛争を対象とするようなスポーツ仲裁自動応諾条項をスポーツ団体に制定させるよう啓発することが今後の課題と思われる。

## 2 多様なスポーツ紛争事例がある海外機関での研修及び調査研究の実施

### (1) 国内研修及び海外派遣期間

国内研修：2020年11月1日～2021年1月17日

海外派遣（オンライン）：2021年1月18日～2021年3月18日

国内研修：2021年3月19日

### (2) 派遣先

派遣先は、University of Essex (エセックス大学) Human Right Center である。

エセックス大学は、1964年に設置された英国の研究型国立大学で、国際人権法・人道法分野において世界的に高い評価を得ている。派遣者を人権分野における研究を集中的に行っている同大学人権センターに派遣し、客員研究員として、スポーツと人権についての調査・研究を行わせる予定であったが、イギリス・日本のいずれにおいても、新型コロナウイルスの感染状況が悪化したことから、今年に限り同大学の客員研究員がオンラインで大学のITネットワークにアクセスし、担当教授の指導のもと、日本で研究を進めることが許可されたため、新型コロナウイルスの状況がよくなるまで、日本で調査研究を進めることとした（最終的に現地調査は断念）。

### (3) 派遣者

八木 由里（理解増進事業専門員、弁護士）

専門：スポーツ法、スポーツ仲裁等

### (4) 研修内容及び報告

海外派遣期間の調査研究の大きなテーマは「スポーツと人権」であったが、日本でオンラインの調査研究を進めるなかで、引用頻度の高い、価値のある文献ほど、オンライン化されておらず、入手するためには現地において紙ベースのアクセスが必要となる場合があり、日本からのオンラインアクセスによる研究には、一定程度の制限があったことは否定できなかった。文献等へのアクセス制限なども考慮して、本派遣期間中の大きな研究テーマとして設定していた「スポーツと人権」の中でも、欧州人権裁判所 (ECtHR) の比較的新しい判決である、ペヒシュタインケース、アリ・リタケースの判例分析を中心に調査研究を進めることとした。これらのケースは、スポーツ仲裁機関の独立性、中立性の判断基準を示した事案である。

その後、渡英ができた場合には、イギリスのスポーツレゾリューション（スポーツ仲裁機関）やイギリス国内スポーツ連盟の紛争解決部門がペヒシュタインケースやアリ・リタケースで ECtHR が独立性の判断基準を示した後、どのような改革を行ったか、また、現状どの程度、ECtHR の示した基準に沿った運用をしているのかを現地調査する予定であったため、各団体のウェブサイト等で、規程や組織構造の下調べを進め、インタビューに備えた。しかし、2021年2月末にイギリス政府が示した段階的なロックダウン解除計画では、2021年3月19日までに、屋内で家族以外の者が面談する

ことは禁止されたままであることが判明したことから、最終的には2021年3月上旬に渡英を断念した。

海外研修中、派遣者が国内で行った調査、研究は以下のとおりである。

調査項目① 独立・公平なスポーツ仲裁機関として認められるための要件－欧州人権裁判所が示した基準の分析

調査事項② 調査項目①で分析した基準がイギリススポーツ紛争解決機関に及ぼした影響についての現地調査および関係者のインタビュー（渡英断念のため調査を完了できなかった）。

多様なスポーツ紛争事例がある海外機関での研修及び調査研究事業の詳細な報告については、「報告書」及び別紙の通りである。

また、インパーソンで行われる多くの国際カンファレンスが、今年はオンラインで無料で行われたため、契約期間中、スポーツ紛争にかかわるカンファレンスにはできる限り参加・視聴した。参加した主な国際ウェブカンファレンスは以下のとおりである。

2020年12月3日 WADA主催 Enhancing WADA's Athlete Representation

2020年12月4日 T.M.C. Asser Instituut主催 [Zoom In on transnational sports law] Blake Leeper v. IAAF

2021年1月20日 T.M.C. Asser Instituut主催 [Zoom In] International Skating Union v. European Commission

2021年2月25日 T.M.C. Asser Instituut主催 [Zoom In] on World Anti-Doping Agency v. Russian Anti-Doping Agency

#### (5) 評価

エセックス大学の客員研究員の立場で、同大学の指導を受けながら、同大学のリソースを利用して、限られた時間と環境の中で最大限の調査・研究を可能することができたと考える。特に、スポーツ仲裁機構が独立性・公平性を有していると判断されるための要件を分析した報告書は、当機構が2020年度以降、独立・公平な仲裁調停機関としての役割を果たすと共に、わが国におけるスポーツ仲裁制度の普及・啓発を行う上で、報告書の内容は評価できる。また、報告書は、国内スポーツ連盟内の紛争解決部門の独立性・中立性の判断基準についても分析しており、国内におけるスポーツ紛争解決手段全体の制度を再考する材料になるものと考えられる。

一方で、新型コロナウイルスの影響で当初計画していたイギリスへの現地派遣ができなかったため、イギリスのスポーツ仲裁機関であるスポーツレゾリューションや国内スポーツ連盟(NF)での現地調査がおこなえず、また現地での人脈構築なども行えなかったことは残念であった。

### ③東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるプロボノサービスに関する研修会の開催

東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、トラブルに巻き込まれたアスリート等は無償で法的アドバイスを提供するプロボノサービスを実施する予定である。このプロジェクトは、同大会の円滑な運営に貢献するとともに、スポーツ仲裁

及び国際仲裁に関する知識・経験を深めて、国内の仲裁人・代理人のレベルアップを図ることも目的としている。このプロジェクトに向けた準備として、担当弁護士を選定を行い、以下のとおり、担当弁護士向けに、アンチ・ドーピングに関して深い知識と経験を有する海外講師を招いたオンライン研修を実施した。オリンピック競技大会において東京に設置される予定であるCASアドホック部及びアンチ・ドーピング部の仲裁手続では、アンチ・ドーピングに関する事案の発生が想定されること、世界アンチ・ドーピング規程 2021 の概要、汚染サプリメント、不正干渉に関する事例について、この分野に関する豊富な経験を有する専門家による研修を受けることにより、担当弁護士はより深い関連知識を得たものと考えられる。

● 海外講師研修会

(1) 2021年2月19日（金）18時～20時（オンライン）

World Anti-Doping Code 2021 - Overview / Case Study - Contaminated Supplements

講師：Gregory Ionnidis氏（Sheffield Hallam University講師）

(2) 2021年2月26日（金）18時～20時（オンライン）

Case Study: WADA v MIKE Wet / Tampering or Attempted Tampering

講師：Gregory Ionnidis氏（Sheffield Hallam University講師）